

第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金 募集要項【早期給付(先行受付)】

(要請期間：令和3年9月1日～9月30日)

申請期間：令和3年9月14日（火）から9月23日（木・祝）まで

協力金の概要

令和3年9月1日から9月30日までの間、大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく、緊急事態措置による施設の休業及び営業時間短縮の要請（以下「要請」という。）について、以前より継続的にご協力いただいている大阪府内の飲食店等を対象に、「早期給付（先行受付）」を実施します。

早期給付については、令和3年9月24日（金）から開始する一般受付に先立って、申請を受け付けます。早期給付の対象とならない飲食店等は、一般受付において申請してください。

※早期給付の対象となる飲食店等が先行受付にて申請された場合、一般受付での申請は必要ありません。

※早期給付の対象となる飲食店等が先行受付で申請されなかった場合、令和3年9月24日（金）から開始する一般受付において申請してください。

◆要請期間

令和3年9月1日（水）～9月30日（木）＜30日間＞

◆支給額

飲食部門の売上高に応じて、支給額が決定します（4～10万円/日×30日）。

令和2年又は令和元年の参照月の1日当たり売上高（A）	1日あたり支給単価
100,000円以下の場合	一律4万円
100,000円超の場合	$A \times 0.4$ （千円未満切上げ） ※上限10万円

※ この協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。

※ 同時期の大阪府大規模施設等協力金との重複受給はできません。

注意

営業時間短縮要請の遵守状況について見回り等の調査を行っています。
守られていないことが明らかになった場合は、協力金を返還していただきます。
申請書類や写真等の偽造、変造、偽りの申請の場合、違約金を支払っていただくことがあります。
さらに悪質な場合、警察に情報提供の上、被害届を提出又は告訴します。

◆支給要件

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

1	大阪府内に要請対象施設（以下「店舗」という。「対象施設(店舗)一覧表」4ページ参照）を有すること※1
2	<p>令和3年9月1日（水）から9月30日（木）までの期間において要請に協力すること</p> <p>〔要請内容〕 ①または②の要件を満たすこと</p> <p>①通常午後8時を超えて営業する店舗において、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）及びカラオケ設備の提供をしないで*、午後8時までに営業時間を短縮又は休業すること。 * 通常営業において、酒類又はカラオケ設備の提供をしない場合を含みます。</p> <p>②通常午後8時までの時間帯に営業している、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備を提供する店舗において、休業すること。 注 酒類及びカラオケ設備の提供を元々行っておらず、通常、午後8時までの時間帯のみ営業している店舗は、第8期協力金（早期給付を含む）の支給対象外となります。</p>
3	申請する店舗において、食品衛生法における飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を有していること（有効期間が対象期間の全ての期間を含むものであることが必要です。）
4	<p>以前より要請に対して継続的に応じている店舗であり、過去の協力金を受給したことがあること</p> <p>〔大阪市内の店舗〕 第3期協力金(要請期間：3月1日から4月4日)を受給し、かつ 第7期協力金(要請期間：6月21日から8月31日の全期間)を受給又は申請していること</p> <p>〔大阪市以外の店舗〕 第2期協力金(要請期間：2月8日から2月28日)を受給し、かつ 第7期協力金(要請期間：6月21日から8月31日の全期間)を受給又は申請していること</p>
5	売上高方式で申請する事業者（大企業を除く）であること
6	感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、申請する店舗において大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルステッカー）」又は「感染防止認証ゴールドステッカー」を登録及び掲示（以下「導入」という。）していること※2
7	これまでに要請に応じなかった事実がないこと

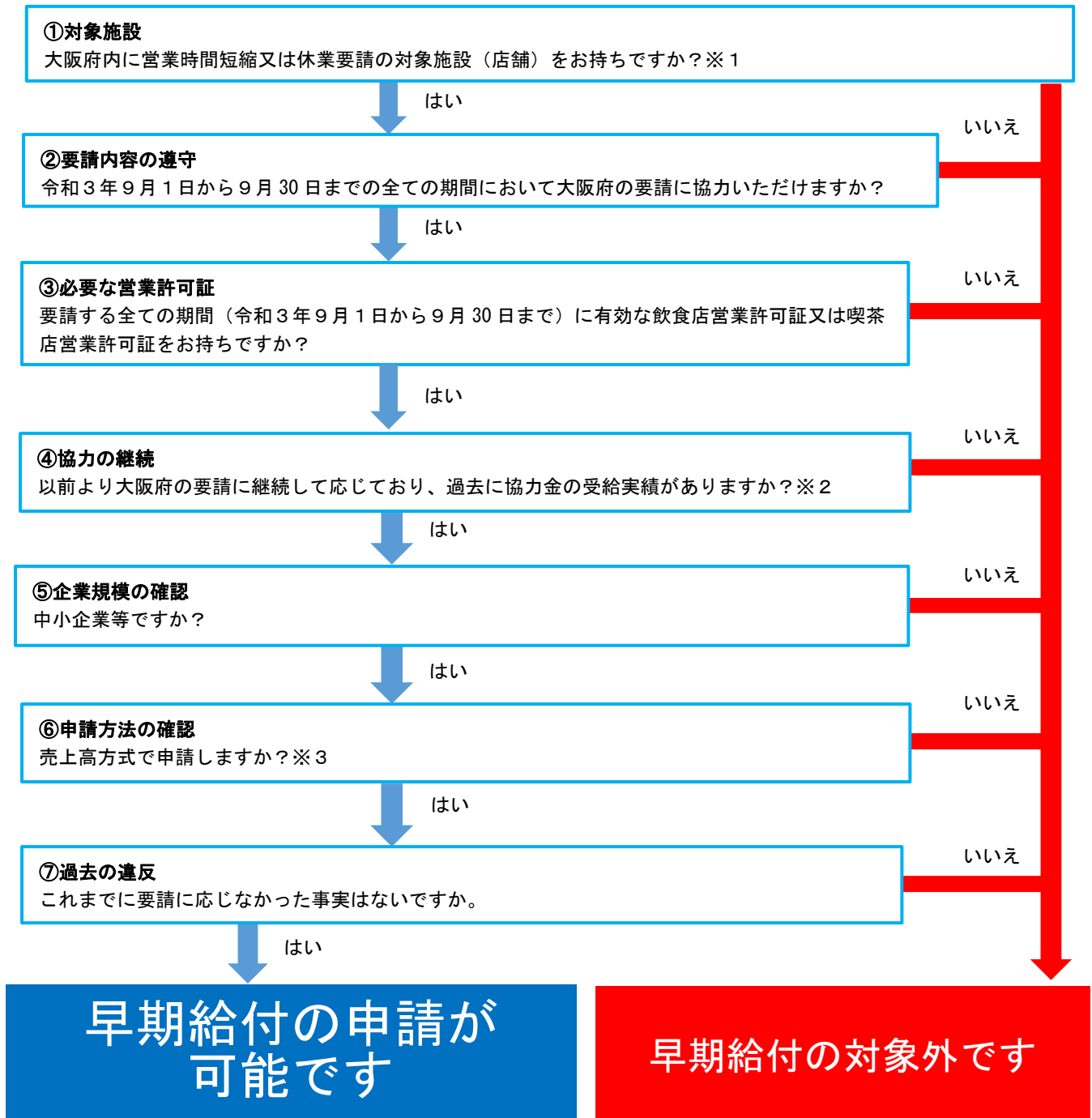
※1 対象となる事業者は、法人形態・規模を問いません（大企業については、早期給付の対象外です）。ただし、宗教法人は除きます。また、本社が大阪府外にある場合も対象です。

※2 ガイドラインを遵守していない場合は、本協力金の支給対象とはなりません。
なお、ゴールドステッカーの認証がまだの場合も、ブルステッカーの導入が必要です。

※注意事項

- ◇ 申請に不備があり解消されない場合、審査に時間を要することとなります。
- ◇ 早期給付の支給要件を満たさない場合や、以前の申請から代表者を変更している場合等は、一般受付において審査いたします。
- ◇ 要請期間中に途中閉店（死亡による廃業を含む）、途中開店した事業者は早期給付の対象外ですので、一般受付で申請してください。

【協力金早期給付対象判定フローチャート】



※1 対象となる施設については、4ページの「対象施設（店舗）一覧表」で確認してください。

※2 大阪市内の店舗においては第3期協力金、大阪市を除く大阪府内の店舗は第2期協力金を受給しており、かつ、いずれの場合も第7期協力金（6月21日から8月31日までの全ての期間）を受給又は申請している必要があります。

※3 売上高減少額方式で申請される場合は、早期給付の対象になりません。9月24日に開始する一般受付で申請してください。

◆対象施設（店舗）一覧表

対象施設（店舗）	
1	飲食店
2	※食品衛生法における飲食店営業
3	の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店
4	※宅配・テイクアウトサービスは除く
5	1～4以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
6	遊興施設
7	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている店舗
8	※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外。
9	キャバレー
10	ナイトクラブ
11	ダンスホール
12	スナック
13	バー
14	ダーツバー
15	パブ
16	サロン
17	ホストクラブ
18	ディスコ
	カラオケボックス
	カラオケ喫茶
	6～17以外のその他遊興施設

◆支給要件に関する留意事項

○ 以下に該当する事業者は、食品衛生法における飲食店営業の許可又は喫茶店営業の許可を受けていても、大阪府の要請の対象外であることから、本協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- (ア) 惣菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く）
- (エ) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー

○ 反社会的勢力との関係を有する事業者は、支給対象となりません。

- (ア) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

協力金の支給額

本協力金の支給額は [支給単価 × 対象期間] で算出します。

支給単価は、1日当たりの支給額のことであり、申請店舗における飲食部門の売上高をもとに算定します。

◆支給額の算出

ステップ1 参照月を確認

ステップ2 1日当たりの売上高を元に支給単価を計算

申請店舗の令和2年又は令和元年の参照月の売上高（消費税及び地方消費税を除く）に応じて、支給単価を計算

※売上高についての主な注意事項

- ・ 飲食部門の売上高を対象とします（物販等、分離できる売上は分離してください）
- ・ デリバリー（あるいはテイクアウト）の売上高は含めることができません
- ・ 消費税及び地方消費税は含めません（免税事業者であっても税抜き金額で計算してください）

ステップ1 参照月を確認

第8期協力金（早期給付）の「参照月（＝要請期間と同じ月）」は9月です。

ステップ2 1日当たりの売上高を元に支給単価を計算

申請店舗の令和2年又は令和元年の「参照月」における1日当たりの売上高に応じて、支給単価を計算します（上限10万円）。

※「売上高減少額方式」を希望する場合は一般受付において申請してください。
大企業は、早期給付の申請はできません。

以下の計算式により1日当たり売上高、支給単価を計算します。

$$\text{令和2年又は令和元年の参照月の1日当たり売上高} = \frac{\text{参照月の売上高}}{\text{参照月の日数}} \dots \text{①}$$

$$\text{支給単価} = \text{①} \times 0.4$$

※ 売上高には、消費税及び地方消費税を含めないでください

ただし、1日当たり支給単価には下限額、上限額があります（下の表参照）

令和2年又は令和元年の 参照月の1日当たり売上高 (A)	1日あたり支給単価
100,000 円以下の場合	一律 4 万円
100,000 円超の場合 (※)	$(A) \times 0.4$ (千円未満切上げ) ※上限 10 万円

※1日当たり売上高を「算定シート」で計算し、参照月の売上高が確認できる書類と合わせて提出してください。

⇒必要書類の確認は、9ページへ進んでください。

◆売上高等の算定の特例

新規開店（令和2年9月1日以降開店）
新規開店（開店1年以内の店舗）の場合、開店日（令和2年9月1日以降開店）から令和3年8月までの間の「任意で選択した月（単月）」の売上高を当該月の日数で割る、又は開店日から令和3年8月31日までの総売上を当該日数で割り、1日当たりの売上高を計算することができます。
参照月の特例（平均方式）
申請店舗における月単位の売上高を把握することが困難な場合においては、例外として、申請店舗ごとの年度の売上高を年度の日数（365日又は366日）で割り、1日当たりの売上高を計算することができます。
罹災（大阪北部地震等）
災害の影響を受けて、被災前に比べて令和元年の参照月の売上高が下がっている場合は、平成30年又は平成29年の参照月の売上高を基準に、1日当たりの売上高を算定することができます。その場合、以下の書類の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none">・平成30年又は平成29年分の確定申告書類の写し及び同年の参照月の売上帳簿の写し・罹災証明書 等

申請手続等

1 申請期間

令和3年9月14日（火）から9月23日（木・祝）まで

2 申請方法

- ・申請は店舗ごとに行ってください。
- ・オンライン申請のみ受け付けます。

オンライン申請

- ・パソコン又はスマートフォンから『大阪府行政オンラインシステム』を選択してください。
- ・新たな利用者登録は不要です。

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



【注意】

- ・利用者登録は、1事業者あたり1回限りとしてください。
- ・申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。ただし、一時保存しただけでは、申請したことになりません。
- ・申請が完了した場合、変更ができませんので、申請完了前に十分ご確認ください。
- ・申請の取下げを行った場合は、申請されなかったこととなります。誤って取下げを行い、申請期間を過ぎた場合は、一般受付において申請を行ってください。
- ・令和3年9月23日（木・祝）午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。経過しますと、早期給付（先行受付）での入力（申請）ができませんのでご注意ください。

専門家等による申請サポート

大阪府では、「第8期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」の申請受付にあたり、小規模事業者等の適正・円滑な申請を支援するため、大阪府行政書士会及び商工会・商工会議所（一部を除く。）において、無料で「書類の確認や相談」を実施します。（申請代行を行うものではありません）

専門家等によるサポートで、申請書類の不備をなくし、審査をスムーズに行えるようにします。

書類の確認は、事前に募集要項等をご確認いただき、必要書類を揃えた上で受けてください。

事前予約制です。詳しくは、サポートを実施する各団体にお問い合わせください。

※【ご注意】必ず事前に電話予約を行った上で事前確認を受けてください。

予約をせずに、実施機関を訪問することは、絶対に行わないでください。

申請書類の事前確認以外の業務を専門家に依頼した場合は、

申請者の負担となりますので、ご注意ください。

実施団体（9月14日現在）

大阪府行政書士会、能勢町商工会、豊能町商工会、箕面商工会議所、豊中商工会議所、島本町商工会、北大阪商工会議所、守口門真商工会議所、大東商工会議所、四條畷市商工会、東大阪商工会議所、八尾商工会議所、松原商工会議所、大阪狭山市商工会、羽曳野市商工会、藤井寺市商工会、富田林商工会、河内長野市商工会、和泉商工会議所、忠岡町商工会、泉大津商工会議所、岸和田商工会議所、貝塚商工会議所、泉佐野商工会議所、熊取町商工会、泉南市商工会、阪南市商工会、岬町商工会

実施団体の問い合わせ先は以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html>



申請書類（添付書類を含む）

必要書類 1 全ての申請者が提出する書類 必ず 10 ページ以降の留意事項をお読みください。

申請に必要な書類	
① 誓約・同意書（指定様式） ※大阪府行政オンラインシステムの申請フォームからダウンロードできます。	必要
② 振込先口座を確認できる書類（通帳コピー等）	必要
③ 食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の写し	省略可★
④ 営業時間の短縮又は休業を行っていることがわかる写真等	必要

★ 営業許可の更新手続き等により変更があった場合は最新の許可証を提出してください。

必要書類 2 ※支給単価が4万円／日の場合は、提出不要です

①	<p>令和2年又は令和元年の「参照月」を含む事業年度の確定申告書類の写し^{※1}</p> <p>【法人】法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面）</p> <p>【個人】確定申告書B第一表^{※2}及び、青色申告決算書（両面）又は収支内訳書（両面）</p> <p>※1 税務署受付印や電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限りません。</p> <p>※2 確定申告を行っていない場合は住民税申告書の写しを提出ください。</p>
②	<p>令和2年又は令和元年の「参照月」の売上帳簿^{※3}の写し</p> <p>※3 申請店舗の飲食部門の売上（消費税及び地方消費税を除く）がわかる書類を提出してください。（例：試算表、売上台帳、出納帳等）</p>

《注意事項》

- ・必ず 11 ページの「必要書類 2」に関する留意事項をお読みください。
- ・①②は両方提出してください。複数の施設（店舗）を申請する場合、申請店舗ごとに①②を提出してください。
- ・提出いただけない場合、支給単価は定額となります。
- ・「第4期」～「第7期」営業時間短縮協力金を申請されており、既に同事業年度の確定申告書の写しを提出されている方は、①の提出は不要です。

留意事項

必要書類 1 について

■誓約・同意書（指定様式）

- 全ての誓約・同意事項を確認し、署名又は記名押印してください。
 - ※撮影した写真、PDF 等の形式に変換したものを添付してください。
 - ※提出いただく写真や画像データは、内容が読み取れるように、大きく見やすいものを添付してください。
 - ※令和3年10月1日以降、期間中において要請内容を遵守されたか確認させていただくことがあります。なお、確認出来ない場合、協力金は不支給又は返還いただく場合があります。

■振込先口座を確認できる書類（通帳コピー等）

- 既に営業時間短縮協力を申請している場合でも、提出が必要です。
 - ・金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。
 - ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。また、日本国内の口座に限ります。
 - ・通帳がある場合は1ページ目の見開き部分、通帳がない場合*は振込先口座を確認できるもの
 - *例：当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できるいずれかの書類（当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書）、ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

■食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の写し

- 対象期間において、有効な営業許可証の写しを提出してください（直近の申請時に提出した許可証から更新等による変更が無い場合、提出は不要です。）。
 - ※飲食店営業又は喫茶店営業以外の許可証は受け付けできません。（例：食肉販売業）
 - ※改正食品衛生法（令和3年6月1日施行）に伴い飲食店営業許可が不要となった菓子製造事業者については、要請期間中に飲食店営業許可が失効した場合であっても対象になります。
- 対象店舗の名称・所在地と営業許可証に表示された営業所名称・所在地が一致している必要があります。
- 申請者と営業許可証に表示された名義は一致している必要があります。名義が異なる場合、申請者と名義人連名の「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を提出してください。
 - ※審査において、申請店舗の関係者に対し本申請の内容を確認・調査する場合があります。

■営業時間の短縮又は休業を行っていることがわかる写真等

- 対象期間において、営業時間短縮又は休業を行っていることを表す写真（期間中の営業時間（休業含む）がわかり、店舗に掲示していることがわかる写真）等を提出してください。
 - 例：
 - ・営業時間短縮又は休業のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
 - ・営業時間短縮又は休業のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像
 - ※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

必要書類2 について

■令和2年又は令和元年の参照月を含む事業年度の確定申告書類の写し

- 確定申告書類は売上高が明記されているものに限り、但し、個人事業主で令和3年1月1日以降に新規開店した店舗や、法人で直近の決算後に新規開店した店舗等、当該店舗の売上高が含まれていない場合は、参考として直近の確定申告書を提出いただくことで申請が可能です。算定方式は5ページを参照してください。
- 税務署の受付印又は税理士の押印のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付して提出してください。確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。
- 確定申告書の写しを手元にない場合は、税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。
- 会社以外の法人（NPO法人等）で確定申告を行っていない場合は、活動計算書等、事業活動を行っていることがわかる書類の写しを添付して提出してください。
- 算定シート（売上高方式）を添付し、提出してください。

注) 申請書類等の追加提出を依頼することがあります。

申請内容に不備があった場合や、営業実態などの支給要件を確認する必要がある場合には、必要書類のほかに、事務局から追加で書類の提出を依頼させていただきますので、ご対応いただけますようお願いいたします。その場合、審査については通常より時間がかかる場合があります。

なお、要件を満たしていることが確認できない場合は支給対象とはなりません。

協力金の支給

1. 協力金の支給の決定・通知

- (1) 審査は店舗ごとに行い、審査の結果、申請内容が適正と認められる時は協力金を支給します。※各期協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。
- (2) 審査の結果、協力金の支給を決定した時は、申請者の金融機関口座への振込みをもって支給決定の通知とします。なお、審査の結果、支給単価および支給額を変更することがあります（中小企業等で確定申告書類や売上帳簿等で申請店舗の売上高を確認できない場合の支給単価は定額となります）。
また、実態により、複数の営業許可を有する施設（店舗）を1施設（店舗）と判断する場合があります。
- (3) 審査の結果、協力金の不支給を決定した時は、システムにより通知します。

2. 協力金の支給

協力金は、「府．時短協力金申請事務局（フ．ジタンキョウリヨクキンシンセイジムキョク）」より、審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。

3. 協力金の申請の取下げ・支給の取消

- (1) 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合、また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、速やかに届け出てください。届出をされる方は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（電話番号：06-7178-1342）までご連絡ください。
- (2) 本協力金の支給決定後、大阪府の調査等により、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、大阪府に協力金を全額返還するとともに、違約金を支払っていただくことがあります。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名の公表をすることもあります。

その他

1. 本協力金の申請者は、営業時間短縮要請等にご協力いただいた事業者として、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市町村及び行政区名まで）を大阪府ホームページ上にご紹介させていただきます。
2. 本協力金と同時期の大阪府大規模施設等協力金との重複受給はできません。
3. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、店舗の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請店舗の関係者に対して申請内容について調査することがあります。
4. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。

5. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」又は「感染防止認証ゴールドステッカー」の登録情報と照合することがあります。
6. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
7. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
8. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
9. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者提供することがあります。
10. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
11. 申請内容の不備等が、大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
12. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
13. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、前各号に掲げる事務のほか、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

営業時間短縮協力金の税務処理について ～正しく確定申告を行ってください

営業時間短縮協力金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。協力金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。

ただし、協力金を含めた収入から経費を差し引きますので、協力金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

または、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■ 本協力金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター　〔第7期・第8期〕

〔開設時間〕 午前9時から午後6時まで（平日・土曜）

〔電話番号〕 06-7178-1342

※9月23日（木・祝）は開設します。9月20日（月・祝）は開設していません。

府ホームページに「よくあるお問い合わせ（FAQ）／随時更新」を掲示しておりますので、あわせてご確認ください。